

苫小牧工業高等専門学校学術情報センター 情報システム利用規則

規則第56号

制 定 平成 16 年 9 月 2 日

一部改正 平成 18 年 4 月 1 日

一部改正 平成 27 年 4 月 14 日

(設置)

第 1 条 苫小牧工業高等専門学校学術情報センター施設利用規則（以下「施設利用規則」という。）第 14 条の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学術情報センター（以下「センター」という。）に設置される情報システムの利用について定めるものとする。ただし、本校のネットワークシステム（以下「校内 LAN」という。）の利用にかかる部分については、本校センターネットワークシステム利用規則（以下「校内 LAN 利用規則」という。）によるものとする。

(情報システムの定義)

第 2 条 本規則においてセンター情報システムとは「図書館蔵書検索システム」（以下「図書検索システム」という。）及び「教育用電子計算機システム」（以下「教育用システム」という。）をいう。

2 本規則において図書検索システムとは、図書館におかれたサーバーの蔵書データを、校内 LAN に接続されたクライアントパソコンのブラウザを利用して、検索を行うシステムをいう。

3 教育用システムとは情報処理施設に設置されている、サーバー及びクライアント用コンピュータ、それにインストールされたオペレーティングソフト、アプリケーションソフト、ハードウェア及びそれらを接続するネットワークで構成されるシステムをいう。

(利用の目的)

第 3 条 情報システムは、施設利用規則第 2 条に定める目的に利用することができる。

(利用者の範囲)

第 4 条 情報システムを利用できる者は、施設利用規則第 3 条第 1 項各号に掲げる者とする。ただし、一般利用者はセンター長が特に認めた者に限る。

(優先利用)

第 5 条 教育用システムの利用は正課の授業を優先する。

(管理・運営)

第 6 条 情報システムの管理・運営に関する事項については、学術情報センター委員会（以下「センター委員会」という。）が審議し、運営を委員会が指名する者に行わせることができる。

(権限・義務・免責事項)

第 7 条 センター長は情報システムの利用者が第 8 条に定める遵守事項に違反した場合、

センター委員会での審議を経て、利用者への警告、情報システムの使用の制限又は停止を行う権限を有する。

- 2 センター長は、利用者への警告、使用の制限又は停止の措置を行った場合、速やかにセンター委員会を開催し、その行った措置・理由について報告しなければならない。
- 3 センター委員会は情報システムを適切に運用し、利用者の個人情報第三者に漏洩しないように努力する義務を負う。
- 4 本校は情報システムの管理・運営に重大な故意過失があった場合を除き、情報システムの障害及び欠陥により生じた、情報システム利用者の物理的、精神的又は経済的な損害の責を負わない。また、法令の規定、裁判所の発する令状その他裁判所の判断等により個人情報の開示請求があった場合は、開示する場合がある。

(利用に関する遵守事項)

第8条 利用者は、第3条に定める以外の目的のために情報システムを利用してはならない。

- 2 利用者は自己のユーザIDを他人に使用させてはならない。
- 3 利用者は次に掲げる禁止行為等を行ってはならない。行った場合は法令に基づいた処罰を受け、責任を問われることがある。また、第7条第1項に定める措置のほか、本校関係委員会による処分が科されることがある。
 - 一 校内LAN利用規則第8条に定める禁止行為
 - 二 情報システムを不正に利用し、又は不当に占有あるいは浪費するなど情報システムの運用に支障を及ぼす行為
 - 三 情報システムを構成するコンピュータ等に、センター委員会の許可なくオペレーティングソフト又はアプリケーションソフトのインストール及びアンインストールする行為
 - 四 利用者がアクセス、改変等を行う権利を有するプログラム及びデータ等のファイル以外のプログラム及びデータ等のファイルに、不適切な手段でアクセスする行為及びそれらを改変又は破壊する行為
 - 五 情報システムを構成する機器を不適切に使用し、故意に破損する行為

(雑則)

第9条 本規則に定めるもののほか、情報システムの利用に関する必要な事項は、センター委員会の議を経て、校長が定める。

附 則

この規則は、平成16年9月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。